

承認第 1 号

専決処分の承認を求めることについて

平成 29 年度おいらせ町一般会計補正予算（第 7 号）を地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成 30 年 3 月 7 日 提出

おいらせ町長 三 村 正 太 郎

専決第 4 号

平成 29 年度おいらせ町一般会計補正予算（第 7 号）について

平成 29 年度おいらせ町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 35,000 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 10,664,092 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

平成 30 年 2 月 5 日 専決

おいらせ町長 三 村 正 太 郎

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
18繰入金		578,733	35,000	613,733
	2基金繰入金	566,775	35,000	601,775
歳入合計		10,629,092	35,000	10,664,092

歳 出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
8土 木 費		1,399,359	35,000	1,434,359
	2道路橋りょう費	470,623	35,000	505,623
歳 出 合 計		10,629,092	35,000	10,664,092